

◎岩手県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第26号）

- 1 岩手県部局等設置条例の一部改正に伴い、所要の改正をすることとした。（第2条関係）
- 2 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県主要農作物等の種子等に関する条例（条例第27号）

- 1 本県の主要農作物等の優良な種子等の生産及び普及に関し将来にわたり県が実施する措置等を定めることにより、主要農作物等の安定的な生産及び品質の確保を図り、もって本県の農業の持続的な発展に寄与するというこの条例の目的について定めることとした。（第1条関係）
- 2 定義について定めることとした。（第2条関係）
- 3 基本理念について定めることとした。（第3条関係）
- 4 奨励品種の決定等について定めることとした。（第4条関係）
- 5 原種・原原種生産計画の策定について定めることとした。（第5条関係）
- 6 原種及び原原種の実産について定めることとした。（第6条関係）
- 7 種子生産ほ場の指定について定めることとした。（第7条関係）
- 8 指定種子生産ほ場の検査等について定めることとした。（第8条関係）
- 9 種子等の生産者に対する指導等について定めることとした。（第9条関係）
- 10 伝統野菜等の種子の保存について定めることとした。（第10条関係）
- 11 普及啓発について定めることとした。（第11条関係）
- 12 財政上の措置について定めることとした。（第12条関係）
- 13 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定めることとした。（第13条関係）
- 14 施行期日等
  - (1) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）